公開講演会記録

在日コリアンなど在日外国人の日本における相互平等主義について

一橋大学名誉教授　田中　宏



1．私の出発点

私が今日お話することの出発点は、意外と単純なことなんです。私の経歴でご紹介いただいた「アジア文化会館」（東京・駒込）に、１９６２年から72年ぐらいまで、職員として働いたんです。留学生とか研修生が、約１１０人収容の会館です。

１９６３年11月、東南アジアの華人留学生のひと言「こんど、千円札に「聖徳太子」に代わって出てきた「伊藤博文」って、朝鮮民族の恨みを買ってハルピンで朝鮮人〔安重根〕に撃たれた人でしょう。戦後生まれ変わった日本で、なんでそんな人を千円札に使うんですか」「しかも一番多い外国人は在日朝鮮人でしょう、彼らも毎日の生活でこのお札を使わなきゃいけない。日本人はずいぶん残酷なことをするんですね。１億人が何を考えているのか薄気味が悪い」と。これが出発点の一つです。

１９６９年３月に最初の入管法改正案が出てきて、大きな社会問題になったんです。「入管法案撤回を求める25か国留学生の共同声明」をまとめようと、私も裏方をやったんです。南ベトナムからの留学生が、私に言ったんです。「日本人はシャイだから、字で書く時は「外国人」と書くけど、内心では国に害になる人「害国人」と思ってるんじゃないの」と。外国人には「外国人登録証明書」があって、常時携帯が義務付けられていました。本人の顔写真の下に本人の指紋が黒々と押してあるんです。「指紋」は通常は犯罪と結びつけられます。外国人は犯罪者が

多いから、事前に指紋を押した身分証明書をいつも持って歩かせる。結局は、外国人は日本にとっては「害」になる連中が多いから見張っておかないと、という仕組みになっていて、自分たちはそれを守らされているんだと、留学生はそういう感覚をもつのかなと思ったんです。その発言にも、私はすごくショックでした。

別のベトナム人留学生の話。「田中さん、東大生って超一流エリートかもしれないけど、ひどいよ。とにかくベトナム人をつかまえるとフランス語の練習台にしたがる。留学生が日本語がまだできなければ、何も言いませんよ…。フランス語はベトナム人が植民地支配の中で強制された言葉です、東大生は植民地支配について何も学んでいないのだろうか。田中さん、日本の将来が心配ですね」と。その留学生が、その後、新聞の切り抜きを持ってきた。日本ベトナム友好協会主催の「フランス語講座」の広告で、キャッチコピーは「インドシナ三国で普及しているフランス語を学んで、インドシナ人民と友好を」と。日本共産党の機関紙『赤旗』（１９７３年10月31日）のものです。「田中さん、日本の左翼も落ちるとこまで落ちましたね」と言い放ったんです。

多分日本人の間では、千円札の伊藤博文も全く話題にもならない。『赤旗』の広告は一週間後に再掲されてます。共産党の幹部も『赤旗』の読者も、「インドシナ三国で普及しているフランス語を学んで、インドシナ人民と友好を」に何の違和感もないのでしょう。私と当時の留学生とは年格好がほとんど同じです。広告を見て彼らはどきっとするんだけど、私は、言われて初めてびっくりするわけです。今でも私にはその差異のことが、ずっとのしかかっている感じがします。

もう一つの出発点は、在日朝鮮人古老の宋斗会さん（１９１５～２００２年）との出会いです。私に手紙をくれた人で、京都に出かけて会いました。「俺が日本で生きていくのに、いちいち法務大臣の許可をもらわねばならない。日本に何か借りでもあるのだろうか。逆に「あまり住み良くないかもしれないが、よろしかったら、いつまでもいらしてください」ぐらいの挨拶があってしかるべきだ」と。この人は１９１５年生まれで、１９１０年が韓国併合ですから、ご両親はもちろん朝鮮で生まれているわけですけど、韓国併合によって「日本人」になる、地球上から朝鮮という国がなくなるわけです。「俺は日本国籍をもった朝鮮人の父母から生まれ、出生により取得した日本国籍をもっていて、放棄した覚えはないのに、勝手に国籍を変えて何の断りもない、どういうことか、おかしいよ。「世界人権宣言」（１９４８年12月）だって、15条に、何人も、ほしいままにその国籍を奪われたり、その国籍を変更する権利を否認されることはないとある。俺は日本国籍確認訴訟を自力で始めたから手伝ってほしい」という。

それまで、およそ「国籍」について考えたこともない。「国籍」っていったい何なのかとしみじみ考えるようになりました。これらのことが、今日の話の出発点です。

2．占領改革、マッカーサー憲法草案、人種差別撤廃を提起の日本、中曽根「改憲試案」

日本は、第２次大戦後、連合国軍（実質はアメリカ軍）に占領されます。天皇の上にマッカーサーが君臨する感じです。占領当局は、どのように日本の「非軍国主義化」を進めるか、ドイツの場合は「非ナチ化」をどう進めるかだったのでしょう。

大日本帝国憲法は「大日本帝国は、万世一系の天皇之を統治す」とあり、マッカーサーは「こんな憲法はダメだ」と日本側に改正を求めるがなかなか埒が明かない。アメリカ本国がまとめた「日本の統治体制の改革」（SWNCC228、１９４６年１月）は、国務省・陸軍省・海軍省調整委員会の文書です。これをもとに「マッカーサー憲法草案」が部下によって作られます。そこには「日本臣民および日本の統治権の及ぶ範囲にいるすべての人の双方に対して基本的な人権を保障する旨を、憲法の明文で規定することは、民主主義的理念の発達のための健全な条件を作り出し、また日本にいる外国人に、彼らがこれまで〔日本国内で〕有していなかった程度の〔高い〕保護を与えるであろう」と。

「マ憲法草案」が、日本政府に渡されるのは１９４６年２月13日です。草案第13条は「一切の自然人は法律上平等なり」とあり、さらに草案16条には「外国人は平等に法律の保護を受くる権利を有す」と、憲法に外国人を平等に扱うと出てきたわけです。佐藤達夫という内閣法制局の幹部――ＧＨＱと交渉した人――が考えた「新13条」＝「すべての自然人は、その日本国民たると否とを問わず、法律の下に平等にして、人種、信条、性別、社会上の身分若しくは門閥又は国籍により、政治上、経済上又は社会上の関係において差別せらるることなし」で、16条は削除されたようです。

次は、幣原喜重郎内閣によって「憲法改正草案要綱」（46年３月６日）が発表されます。しかし、それは「第13条　凡そ人は、法の下に平等にして、人種、信条、…により…差別を受くることなきこと」（条文化以前の要綱）とあるだけです。「新13条」にあった「日本国民たると否とを問わず…、国籍により…差別されない」が入っていないんです。ＧＨＱに無断で削ることは不可能のはずです。ここから先は、私の推測でものを言います。おそらく日本側は、「『凡そ人は』という主語は、日本人であろうと外国人であろうと、凡そ人たるものは、という意味で、表現も簡潔になる」と説明して、ＧＨＱも「了解です」と応じたんだと思うんです。

その後は、日本側での国会審議などを通じて出来上がった「日本国憲法」は、１９４６年11月３日の「文化の日」に公布されます。例えば、第25条の生存権は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」となっています。「すべて国民」は公定英訳では all people です。占領下では「英文官報」が出ていて、日本国憲法の「公定英訳」が載っています。

三省堂の『模範六法』には公定英訳の英文憲法が入っています。「国民」とpeopleは、どう違うのかということです。peopleという単語に「外国人を除く」という意味はないですよね。これが「落とし穴」になったのかも知れません。

ちょっと脱線しますが、私が愛知県立大学にいた頃のこと。豊田市が「成人式」の案内状を在日朝鮮人に出さないんで、「差別」じゃないかと出かけたんです。そしたら課長は「おっしゃることはわかりましたが、私たちが成人式を行う根拠になる法律は『「国民」の祝日に関する法律』で、国民のところに出すことで不都合はないはずです」と言うんですよ。「国民」という言葉は、ことほど左様に「差別」的に機能するんです。従って、「国民」と「people」の関係は、〝同床異夢〟というほかありません。

明治以来、出移民国だった日本は、世界に先駆けて「人種差別撤廃」を国際社会に訴えた国なんです。『日本外交の150年』（日本外交協会、2019年）には、次のようにあります。「人種差別撤廃条項を〔国際〕連盟規約に挿入する、という日本の要求は難航した。牧野〔伸顕〕全権は、〔1919年〕2月中旬の国際連盟委員会に、締約国内の外国人に対し、人種や国籍を問わず、法律上あるいは事実上何ら差別を設けず、すべての面で「均等公平」の待遇を与えることを連盟規約の中に明記すべきである、と提案した。…5大国〔米・英・仏・伊・日〕のうち有色人種の代表による提案として反響は小さくなかった。…ウイルソン〔米大統領〕は、重要案件の採択には全会一致が必要として、日本提案を否決した」と。在米日本人移民を差別冷遇から救おうとの日本政府の「親ごころ」は、挫折したんです。

中曽根康弘元首相は、2019年に101歳で亡くなるんですが、その主宰する世界平和研究所は、戦後60年に当たる2005年1月、「憲法改正試案」を発表したんです。驚くべきことに、この「改正試案」では、憲法の権利主体としての「国民」が姿を消しているんです。「すべて人は」とか「何人も」に変わっているんです。研究所のホームページで見ていただければと思います。

私は「国民」にこだわってきたので、とてもびっくりして、何人かの記者に、ぜひ中曽根さんに取材して記事にしてほしいと話したんですが、誰もやってくれない、怪訝な顔をされました。私が「変人」なのかもしれませんね。仕方ないので、私は、研究所宛てに手紙を書きましたが、それから8か月ぐらいで「訃報」に接することになります。大政治家ですから、その功罪などの追悼記事がたくさん出ましたが、私が見た限り、この「改憲試案」に触れた記事は見当たりません。これだけ改憲問題が報道されているのに、なぜだろうというのが、私の率直な感想です。

3．中国・朝鮮除外の「対日平和条約」、一方的だった「国籍変更」

日本の「過去」と最も深くかかわる

中国、朝鮮が招請されない「対日講和会議」が、１９５１年９月、アメリカサンフランシスコで開かれます。そのことについて、中華人民共和国の周恩来外交部長の「日本に対する米英平和条約草案およびサンフランシスコ会議に関する声明」（51年８月15日）には、次のようにあります。

「中華人民共和国政府は、アメリカ、イギリス両国によって提案された対日平和条約草案は、国際協定に違反し、基本的に受諾できない草案であるとともに、アメリカ政府の強制で、９月４日からサンフランシスコで開かれる会議は、公然と中華人民共和国を除外している限り、これまた国際義務を反古にし、基本的に承認できない会議であると考える」（外務省アジア局中国課監修『日中関係基本資料集１９４９―１９６９年』霞山会、１９７０年、所収）。

対日平和条約は、１９５１年９月８日に調印、１９５２年４月28日に発効し、日本は、占領を解かれ、再び主権を回復することになります。条約発効直前の法務府民事局長通達（52年４月19日）に「（平和条約発効の日）朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者も含めてすべて日本の国籍を喪失する」とあり、一夜にして60余万の「外国人」が出現することになります。

日本の旧同盟国ドイツも隣国オーストリアを併合し、ドイツ敗戦によりオーストリアは独立を回復します。西ドイツは国籍問題規制法（１９５６年５月）を制定し、併合により付与されたドイツ国籍は、オーストリア独立の前日に消滅する。ただし、在ドイツ者（在日の朝鮮人・台湾人に相当）は、自己の意思表示によりドイツ国籍回復の権利を有する、と定め、国籍選択権を保障しています。

現在、国際司法裁判所所長の岩沢雄司（東京大学名誉教授・国際法）は、「行政府が「通達」によって「条約を適用する」という建前の下で在日朝鮮人の日本国籍を喪失させたことは、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と規定した憲法第10条（法治主義）に反する疑いが濃いといわねばならない」としている（同『条約の国内適用可能性』有斐閣、１９８５年）。この見解についての憲法研究者の言説は見当たらないようです。

朝鮮人と結婚した日本人女性［朝鮮戸籍入籍となる］が、「通達」での国籍喪失問題を提訴したが、最高裁判所大法廷判決（61年４月５日）は、国籍喪失通達を追認した。その評釈：沢木敬郎（立教大学助教授・国際私法）「朝鮮又は台湾の併合・領有がなかったならば、日本の国籍を取得せず、韓国や中華民国の国籍を保有したであろう者が、日本の国籍を、この領土割譲に基づいて喪失すると考えられていた。すなわち、平和条約の精神は、まさに原状回復にほかならないとする点で、殆ど完全な見解の一致をみていたということができる」（同「平和条約の発行［効］と国籍」『ジュリスト』２２８号１９６１年）。

平和条約の精神が「原状回復」であるなら、朝鮮学校における民族教育こそは、まさに「原状回復」の営為でしょう。従って、日本政府には、民族教育を保障する義務があると、なぜならな

いのか不可解です。

4．国籍変更の結果＝「日本人ファースト」始動！民族差別と闘う市民運動

条約発効日に公布・施行された「外国人登録法」に、指紋押捺制度が導入される。当局の回想「外国人の反対運動なしに実施できるとは考えていなかった。…昭和30（１９５５）年という〔登録〕一斉切替えのない時期を選んで、反対運動の機会を彼らに与えずに、これを実施するのが私どもの秘策であった」と（『外人登録』59年４月号）。

「指紋」は、さっそく日中民間交流の「障害物」となる。１９５７年、名古屋と福岡で「中国見本市」が計画されますが、55年の見本市（東京と大阪）の中国側スタッフ45人が指紋不押捺のまま帰国したため。入管当局は指紋を押さないなら、今回は入国を認めないと主張し、大問題になります。結局のところ、指紋押捺義務は「60日以上」在留する外国人の義務とされていたのを、「１年以上」に法改正することによって事態の打開が図られます。

指紋押捺拒否第一号〔80年９月〕の韓宗碩さんの発言「子も孫も、今後、押しつづけることになる…もう指紋をとられないようにしてやりたい」。指紋拒否の在日朝鮮人女子大生の話「どこかで、朝鮮人だから、これくらいは我慢しなきゃと、自分を殺して最初の指紋を押した、…今までの自分は、どこかですごく抑えていたなと思います。指紋を拒否してから、友達にすごく明るくなったって言われるの…」。「指紋押捺拒否予定者会議」（１９８４年発足）、指紋拒否闘争は日本の公民権運動といわれた。２０００年４月、指紋制度全廃。その間20年かかる。

条約発効２日後制定の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」。「国籍条項」のため、「在日」の戦傷軍属・戦没者遺族は、その対象外にされる。大島渚の名作『忘れられた皇軍』（１９６３年８月16日、日本テレビ「ノンフィクション劇場」）は「東京の町々でプラカードを掲げる17人の白衣姿…「眼無し、手足なし、職なし、補償なし」の叫びは悲痛だ…」と。ここに登場する石成基さんたちが、東京地裁に提訴したのは１９９２年８月。98年９月の高裁判決では「国籍条項…を改廃して同法の適用の道を開く…又は…行政上の特例措置を採ることが強く望まれる」と強い付言。

99年３月、野中広務官房長官は、衆院内閣委で「裁判所の御提起等も考えますときに…人道的、国際的な戦後処理の問題を、１９００年代を締めくくる年において考えるべきではなかろうか」と答弁。２０００年６月、特別立法が成立し、戦傷者・戦没者の遺族にわずかな一時金を支給（４１４件）。なお、田中「戦後補償の内外格差を問う」（参考文献１）では、石さんと同じ戦傷の日本人の戦後補償額を調べ（年３８０万円、累計５７７０万円）、内外格差を問うた。さらに、毎年８月15日の全国戦没者追悼式の「政府広報」に「死没された３００万余の方々に追悼の誠をささげるとともに、平和を祈念するため、…」とあるが、「日本側

の死者だけを追悼して平和を祈るの？」と指摘しました。１９９７年以降は「３００万余」は姿を消します。

日本では、その後も福祉国家を目指して、さまざまな社会保障政策が登場します。「年金」は、長らく勤め人のものだったが、国民年金法（１９５９年）ができて、すべての「国民」を対象とします。「国民」とあるのでお気づきのように、在日外国人は対象外なのです。続いて、児童扶養手当法（１９６１年）、特別児童扶養手当法（１９６４年）、児童手当法（１９７１年）と児童手当3法もできますが、すべて「日本国民」のみが対象です。これらと違って、法律上に「国籍条項」はないが、通達で排除しているものに、公営住宅、日本住宅公団、住宅供給公社、住宅金融公庫、があります。「社会保障立法にみる外国人処遇の推移」（参考文献2）。

２０２５年7月の参議院選挙で、某政党が「日本人ファースト」を掲げて躍進して話題になりますが、私に言わせれば、１９５２年に日本が主権を回復すると、こうした「差別」が次々と生まれ、「日本人ファースト」が始動するのです。それを政党が掲げたのは「新しい」かもしれませんが、なんだか滑稽な現象ですね。

対日平和条約から除外の「朝鮮」について、１９６５年6月、二国間条約の「日韓条約」が締結され、朝鮮半島の南半部とは国交正常化が実現しました。日韓法的地位協定により、韓国籍者は、申請により「協定永住」を取得するとされます（申請期間は71年1月まで）。

日本生まれの朴鐘碩さん（１９５１年生）は、日立製作所の入社試験に合格したが、韓国人とわかって合格を取り消されます。初の「就職差別裁判」が始まり、やがて各地に「朴君を囲む会」が生まれ、市民運動が民族差別を射程に入れることになります。日立就職差別裁判（１９７０年12月～74年6月、横浜地裁・勝訴確定）の勝訴判決は、「泣き寝入り」を繰り返しても埒が明かない、納得できないことには異を唱えるべきとの流れが生まれます。民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）が発足（１９７５年）、日立裁判を各地で支えた仲間が第一回交流集会をもち、以降毎年開かれる。

最高裁に異を唱えた金敬得さん（１９４９～２００５年）。１９７６年秋、司法試験に合格も、司法研修所で2年間（当時）の司法修習を終えないと弁護士になれない。司法修習生選考要項の「欠格事由」に「日本国籍を有しない者」と。所管の最高裁は、帰化するよう求める。それまでの合格者13人は、全て帰化して司法修習生になったという。最高裁宛て金さんの「請願書（１９７６年11月20日）」の一節

「…私のような自分の民族に背を向けてきた人間でも、今、何とか自己の立脚点を見つけることができるのは、私が大韓民国籍を有していればこそであります。故に、私は、自分の存在の意義を失わしめる日本国への帰化を肯じることができないのです…」。

ついに、最高裁は、１９７７年3月、金さんの入所を認め、79年外国籍弁護士第一号の誕生となります（今では、

在日コリアン弁護士は３００人を超えると思います）。

金敬得さんは、56歳の若さで他界。泉徳治最高裁判事「金敬得さんを憶う」（参考文献３）、田中も取材を受けた『信濃毎日新聞』の連載（参考文献４）があります。

5．ベトナム難民の流出と主要国首脳会議（サミット）の発足

戦後30年。１９７５年４月、サイゴン（現ホーチミン）陥落、ベトナム戦争終結、ベトナム難民の流出。そして11月、主要国首脳会議（G７）の発足、フランス・ランブイエ城にて第１回サミット開催。三木武夫首相参加。

仏紙『ル・モンド』は「日本の難民受け入れ消極策の背景に、朝鮮人への制度的差別があり、それが改められない限り、難民受け入れ策に改善は期待できない」と論評（１９７８年５月25日）。政府は重い腰を上げ、79年に「国際人権規約」批准、81年に「難民条約」批准。前者に伴い、公営住宅など公共住宅関連の国籍要件撤廃。後者に伴い、国民年金法・児童手当３法の国籍条項削除の法改正が実現。二つの条約批准が、在日朝鮮人への制度的差別を是正してくれた！

日本の従来の社会保障の対象者は「日本に住所を有する日本国民」でしたが、以降は「日本に住所を有する者」に原理転換されます。「日本に住所を有する者」＝「納税者」です。難民が来てくれたから「修正」されましたが、もし来なかったら日本はそのままだったのでしょうか。「内なる闘い」と「外からの圧力」の交差ともいえます。「難民条約」の方が「日韓条約」よりも強いともいえます。

戦後40年の１９８５年は、日本の歴史認識がきびしく問われました。５月８日は、日本の旧同盟国ドイツの敗戦記念日です。西ドイツのヴァイツゼッカー大統領が、連邦議会で有名な記念演説を行い、内外に感銘を与えます。「戦いに苦しんだすべての民族、なかんずくソ連・ポーランドの無数の死者を思い浮かべます。ドイツ人としては、兵士として斃れた同胞、そして故郷の空襲で、囚われの最中に、あるいは故郷を追われる途中で命を失った同胞を悲しみのうちに思い浮かべます。…過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となります（拍手）。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」（『荒れ野の40年』岩波ブックレット、１９８６年）。

その３か月後の８月15日（日本の敗戦記念日）に、中曽根康弘首相は、首相として戦後初めて靖国神社に「公式参拝」し、内外に強い反発を招いた。中曽根首相は、翌86年７月、衆参同日選挙に打って出て大勝（自民３０４議席）しますが、その年の靖国参拝は見送られます。そのことについて、後藤田正晴官房長官談話には、次のようにあります。「靖国神社が、いわゆるＡ級戦犯を合祀していること等もあって、昨年実施した公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、そ

のような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある。それは、諸国民との友好増進を念願する我が国の国益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副う所以ではない。…これら諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的に検討した結果、明8月15日には内閣総理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした」と。

同じ8月15日、中国・南京市に「南京大虐殺記念館」開館（館名の揮毫は鄧小平）。

6．植民地支配を「された側」と「した側」の戦後

衝撃的だった韓健洙江原大学校教授の文章「日本の植民地支配に抵抗する過程で形成されてしまった単一民族論と純血主義は克服されるべきである。…朝鮮社会の文化的優越主義や文化的同質性をもって民族のアイデンティティを形成することは間違いであるに止まらず、現実にも合わないことをまず認めるべきである。新しく再編される韓国社会又は韓国人が民族と文化の多様性を通して新しい歴史を創って行くべきであるからだ」（同「歴史的背景から見た韓国の多文化社会」（『Koreana（日本語版）』15-2、２００８年）。

植民地支配を「された側」は、その歴史から何を学び、そこから民族と文化の多様性を通して新しい歴史を創っていこうとしている。いっぽう植民地支配を「した側」は、その歴史から何を学び、いかなる歴史を創ろうとしているのかが問われているのではないか、と自問・自省しました。

戦後の初代東京大学総長南原繁（１８８９～１９７４年／45年12月～51年12月総長）「日本国民統合の象徴としての天皇制は永久に維持されるでありましょう。…君民一体の日本民族共同体そのものの普遍の本質であります。外地異種族の離れ去った純粋日本に立ち返った今、これをしも失うならば、日本民族の歴史的個性と精神の独立は消滅するでありましょう」（東大生を前にした講演「天長節―記念祝典における演述」46年４月29日）。

植民地研究の第一人者とされる矢内原忠雄（１８９３～１９６１年／51年12月～57年12月二代目総長）「その植民政策論の名称をどうしようかと言いますから、私は、日本はもう植民地はなくなったし、植民政策論でもあるまいといって植民政策論の講座を国際経済論にかえた。これは私の発案で、そうしたら全国皆それにならって国際経済論の講座ができた（笑）」（「私の歩んできた道⑪」（『東京大學新聞』58年２月12日、聞く人・大塚久雄経済学部教授）。

矢内原編『戦後日本小史』上・下（東京大学出版会、１９５８年、60年）の矢内原「あとがき」に「上下両巻を一つとして、戦後日本民主化の諸問題の所在を明らかにし、今後の進むべき方向を示唆することができれば幸いである」と書くが、東大の著名教授のど

の論稿にも「在日する旧植民地出身者の存在」への言及すら見当たらない。

「された側」と「した側」の戦後における落差は、どこにその原因があるのだろうか。ヒントの一つとして地方選挙権問題をみてみます。

永住外国人への地方選挙権付与が、韓国では2005年に法改正され、2006年から4年ごとの統一地方選挙で永住外国人の投票が行われています。2026年6月の選挙は6回目の投票になります。韓国の「外国人選挙権者のための案内書（日本語）」には、「大韓民国で共に暮らすあなたの声に耳を傾けます」とあります。日本でこう発信するのはいつのことでしょう？

日本の最高裁判決（1995年2月28日）「地方自治体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄である」と判示。

1998年10月、金大中大統領来日、小渕恵三首相と「日韓共同宣言」署名。1999年3月、小渕首相訪韓、首脳会談で地方選挙権付与を相互に実現しようと確認。

99年10月、自民、自由、公明の連立政権合意書に「永住外国人地方選挙権付与法の成立」が盛り込まれるも、その後進展なし。日韓の開き、四半世紀に及ぶ。

東京・武蔵野市の外国人に投票を認める「住民投票条例案」否決は2021年12月。

以上、表題について、お考えいただくうえでご参考になれば幸甚です。

参考文献

1．田中「戦後補償の内外格差を問う」（『東京新聞』1994年9月27日夕刊）。「政府広報」2点。

2．田中「社会保障立法にみる外国人処遇の推移」（『在日外国人 第3版』169頁、岩波新書、2013年）。

3．泉「金敬得さんを憶う」（『弁護士・金敬得追悼集』新幹社、2007年）。

4．田中も取材された「憲法事件を歩く」外国人の人権①～③（『信濃毎日新聞』連載、2026年4月12・19・26日）。（2026年5月21日・公開講演会）

筆者略歴（たなか・ひろし）

1937年生、東京外国語大学中国語科卒、一橋大学大学院修士（東洋経済史）、「アジア文化会館」職員。愛知県立大学、一橋大学、龍谷大学で教職。一橋大学名誉教授。『在日外国人 第3版―法の壁・心の溝』（岩波新書、2013年）、『戦後責任―アジアのまなざしに応えて』（共著、岩波書店、2014年）、『「共生」を求めて―在日とともに歩んだ半世紀』（解放出版社、2019年）、「日本の戦後民主主義における在日朝鮮人「不在」の検証」（『同時代史研究』第18号、同時代史学会、2025年）ほか。